

令和4年第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和4年6月3日（金）午後2時30分
場 所	別府市レセプションホール
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について （1）農地法第3条の3の規定による届 （2）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 （3）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について
出席委員	7名 ※ 番号は議席番号 1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵 3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸 7番 星野 賢一
出席職員	事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時30分 開会

(局 長) それでは、只今より令和4年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。会長お願いいたします。

(会 長) 皆さんこんにちは、農業委員、農地利用最適化推進委員が一堂に会し会議をするのは3年ぶりとなります。先日5月31日に3年ぶりの全国農業委員会会長会へ局長と出席いたしました。会議の中では基盤強化法の改正や、農業委員会に求められる役割について、全国の会長から心配する声が多く上がり、国に対しその対応を強く要望する事を決

定いたしました。またその後、大分県の市町村農業委員会農業施策の要望を、大分県選出国會議員に直接陳情いたしました。そして、前回の総会で審議した内成地区の違反転用については、5月23日に内成の当事者2名を呼んで、後藤委員、園田推進委員、ふるさと納税担当課の政策企画課長、事務局とで協議をし、総会で決まったとおり原状回復をする方向で決着いたしました。この件については、5月の全国農業新聞にも違反転用は、毎年3・4千件が新たに発見され、その7割が農業者以外と掲載されていました。本日は、推進委員も出席しますので、毎月の農地の確認の際には、現況変更についても注意を払っていただき、事が大きくなる前にご連絡いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、4番委員、職務代理の5番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しているとの事でありますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号申請番号1利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、調整区域、農振地域・農用地区域外。利用権を設定する土地、大字内竈、畑、現況畑、外1筆、計1,437㎡です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 畑。利用期間 令和4年6月6日から令和9年6月5日。設定理由 利用権を設定する者、申請地を引き続き貸し付けたい。利用権を受ける者、申請地を引き続き耕作し、農業経営の安定を図りたい、というものでございます。

この案件につきましては、議案告示後の6月2日に取り下げ願いの提出がなされ、同日別府市から審議の取り消し依頼がございました。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の4番委員

から補足説明があればお願いします。

(小畑委員) 本人と話しましたが、現在は少し離れたところの椎茸栽培に力を入れており、申請地は草刈のみ実施しているとのことでありました。しかし、実際に見た様子は、荒れた状態でした。貸借は親子間のものであるので、問題はありませんが、継続しての貸借は問題があり、取下げについては致し方ないと思います。

(議 長) 只今、4番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号申請番号1番については、議案告示後に取り消し願い及び審議の取り消し依頼がございましたので、議案第1号は取り消しといたします。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)第3条の3の規定による届について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号4番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号開発行為事前協議申し入れ等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後 3 時 40 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印